

【 資 料 第 3 号 】  
子ども家庭部子ども家庭支援センター

**児童虐待対応の連携強化に関する警視庁との協定及び区内警察署との覚書について**

## 1 概要

児童虐待発生状況は増加の一途をたどり、全国各地で児童虐待に起因する重篤事件等が発生している。児童虐待対応においては、関係機関が緊密に連携して情報を共有し、事態が最悪の状態となる前に、早期発見、早期対応していくことが必要である。

これを受け、児童の安全確保を目的に文京区は警視庁と児童虐待対応の連携強化に関する協定を結ぶとともに、区内警察署と覚書をとり交わす。

## 2 警視庁との協定内容

### (1) 情報共有

- ① 子ども家庭支援センターから警察に提供する情報
    - (ア) 緊急の対応が必要な虐待情報
    - (イ) 危険性が高くなる可能性のある虐待情報
    - (ウ) 児童の安全確認ができない虐待情報
    - (エ) ケース移管に係る虐待情報
  - ② 通告時の判断に資する警察署からの照会
  - ③ 確実な記録と保秘の徹底
- (2) 「虐待予防・早期発見に視点を置いた支援」に向けた警察情報の活用
  - (3) 要保護児童対策地域協議会における連携の促進
  - (4) 児童虐待防止に関する普及啓発活動の推進
  - (5) 研修等における相互協力の推進

## 3 区内警察署との覚書の内容

### (1) 情報共有

- ① 子ども家庭支援センターから区内警察署への情報提供
- ② 区内警察署から子ども家庭支援センターへの情報提供
- ③ 情報の照会・回答先及び情報の管理
- ④ その他

子ども家庭支援センターと区内警察署は、要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議において相互の情報共有を図るとともに、事案の緊急性・必

要性に応じ、隨時、相互の情報共有に努め、要保護児童の安全確保に努める。

(2) 児童の安全確認時における連携

- ① 児童の安全確認ができない場合は、子ども家庭支援センターと警察が連携して、児童の安全確認のため必要な対応を行う。
- ② 児童の居所が判明しない場合は、子ども家庭支援センターと警察が連携して、児童の安全確認のため必要な対応を行う。
- ③ 児童の安全確認に関する事項について、相互に連絡を行う。
- ④ 通告（報）者保護の観点に配慮し、保秘の徹底に努める。

(3) 平素からの連携

協定書に定める内容に限らず、あらゆる機会を通じて相互理解を深め、緊密な連絡体制の構築に努める。

#### 4 協定等締結日

令和4年12月13日予定